

令和5年度予算の内容等について

(各款及び増減額等の説明)

【歳入】

①国民健康保険税

国民健康保険税は、個人ごとではなく世帯ごとに課税します。医療分、支援分、介護分からなり、それぞれ所得割(前年中の所得に応じて計算)、均等割(世帯内の加入者の人数に応じて計算)、平等割(1世帯当たりの定額)があります。

- ・医療分…国保事業費納付金(医療給付費分)や保健事業等の費用に充てるための国保税
- ・支援分…国保事業費納付金(後期高齢者支援金等分)に充てるための国保税
- ・介護分…国保事業費納付金(介護納付金分)に充てるための国保税
(40歳から64歳までの方が対象)

国民健康保険税は23億1,379万円で、前年度と比較して1億4,328万円(5.83%)の減となっております。これは、加入者数の減少等に伴い、税収入の見込みを減としたものでございます。

単位：千円

区分		令和5年度	令和4年度	増減
医療分	現年課税分	1,514,706	1,601,611	▲86,905
	滞納繰越分	87,259	102,487	▲15,228
支援分	現年課税分	534,404	567,418	▲33,014
	滞納繰越分	29,115	33,873	▲4,758
介護分	現年課税分	134,992	137,193	▲2,201
	滞納繰越分	13,314	14,488	▲1,174
合計		2,313,790	2,457,070	▲143,280

- ※ 現年課税分・・・当該年度の課税分
滞納繰越分・・・前年度までの課税分で、納付されず滞納となっている分

②使用料及び手数料

国民健康保険税の納税証明書の発行手数料です。

使用料及び手数料は1万2千円で、前年度と同額となっております。

③国庫支出金

令和5年度の出産育児一時金に引上げに伴い、保険税財源で対応するための補填として、1件当たり5千円の国庫補助金が交付されるものです。

国庫支出金は40万円で、令和5年度新規歳入となっております。

④道支出金

医療費の給付等に充てる費用として、北海道から交付される交付金です。

・普通交付金(保険給付費等交付金)

医療費のうち自己負担分を除いた費用等が市町村に交付されます。

・特別交付金

市町村の財政状況等の個別の事情に着目し、財政調整を行う役割を有するものです。

道支出金は116億9,288万3千円で、前年度と比較して1,527万9千円(0.13%)の減となっております。これは、主に都道府県化に向けた特別交付金の算定方法変更に伴う減によるものです。

⑤財産収入

基金の運用によって生じる利息です。生じた利息は、全額を歳出の「基金積立金」から基金に積み立てます。

財産収入は18万8千円で、前年度とほぼ同額となっております。

⑥繰入金

法令の規定や、一般会計との間の取り決めに基づき、保険税の軽減に充てる費用や事務の執行に要する経費等を、一般会計から繰り入れます。

また、赤字の補てん等に充てるために基金から取り崩す金額も、繰入金の予算額に含まれています。

繰入金は18億6,704万8千円で、前年度と比較して1億6,248万6千円(9.53%)の増となっております。これは、保険税収入の減及び国民健康保険事業費納付金の増に伴う基金繰入金の増によるものです。

⑦諸収入

加入者が国保税を滞納した場合に徴収する延滞金、交通事故等に関する第三者行為納付金、医療費不正請求に係る返納金等です。

諸収入は1,413万5千円で、前年度と比較して142万9千円(11.25%)の増となっております。これは、延滞金収入の増によるものです。

【歳出】

①総務費

国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、事業管理運営経費、徴税経費、収納率向上・医療費適正化経費、運営協議会経費などがあります。
(職員給料・手当、消耗品、印刷製本費、郵便料、手数料、機器リース料、委託料等)

総務費は3億625万8千円で、前年度と比較して4,662万3千円(13.21%)の減となっております。これは、主に窓口業務等の民間委託に伴う人件費の減によるものです。

②保険給付費

療養給付費(医療費等の自己負担分を除いた分)、加入者が医療費をいったん全額支払いした場合等に支払う療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金などです。

保険給付費は114億8,469万3千円で、前年度とほぼ同額となっております。

③国民健康保険事業費納付金

北海道が全道の医療費を賄うために、各市町村は北海道から通知される事業費納付金を北海道へ納付します。

国民健康保険事業費納付金は38億9,918万9千円で、前年度と比較して5,506万3千円(1.43%)の増となっております。これは、北海道が積算する納付金における一人当たりの保険給付費の増や、北海道が保険者として支払う後期高齢者支援金等の増によるものです。

④共同事業拠出金

退職加入者に関する事務経費として、国保連合会へ支払う拠出金です。

共同事業拠出金は前年度と同額の1万円です。

⑤保健事業費

傷病の発生を予防し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、加入者の健康保持・増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断等の活動を実施するものです。また、これらの取組は、結果として医療費の抑制にもつながるものです。

保健事業費は1億8,346万8千円で、前年度と比較して331万8千円(1.78%)の減となっております。これは主に窓口業務等の民間委託に伴う特定健康診査等経費における人件費の減によるものです。

⑥基金積立金

基金の運用によって生じた利息を積み立てるものです。歳入の「財産収入」に計上した金額を、この「基金積立金」から基金に積み立てます。

基金積立金は18万8千円で、前年度とほぼ同額となっております。

⑦公債費

一般会計からの資金の借入に対して支払う利息です。

公債費は2万円で、前年度とほぼ同額となっております。

⑧諸支出金

過年度分の保険税の還付等に充てる費用です。

諸支出金は前年度と同額の 1,413 万円となっております。

⑨予備費

予算に計上していない突発的な支出等に備えるための経費です。

予備費は前年度と同額の 50 万円となっております。

令和5年度の取組

【医療費適正化・保健事業の取組】

●特定健診受診者へのがん検診受診料の助成事業

がんの早期発見は、健康寿命の延伸と医療費抑制のため効果的と考えていることから、特定健診受診者の更なる健康保持増進とともにがん検診受診率の向上を目指します。

令和5年度からは、無料で受診できるがん検診の項目に、新たに乳がん・子宮頸がん検診を追加することで、さらなるがんの早期発見・早期治療を目指します。

●第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画の策定

医療・健診データを活用し、加入者の健康保持増進のための事業計画を策定することで、リスク別にターゲットを絞った保健事業を展開します。

●出産育児一時金の引上げ

被保険者が出産した際に支給する出産育児一時金について、少子化対策の一環として、令和5年4月から、現行の42万円から50万円へ8万円引上げます。

●糖尿病等重症化予防事業

●プレ特定健診(30～39歳)の実施

●就労者の精神疾病予防事業

●レセプト点検の実施

●健診・保健指導の勧奨

●柔整被保険者点検の実施

●医療費通知の実施

●ジェネリック医薬品の利用促進

●重複・頻回受診者への指導

●生活習慣改善に関する出前講座の実施

●ドック事業の実施

【収納率向上の取組】

●被保険者資格の適正管理の推進

オンライン資格確認等システムから出力される資格重複状況結果一覧を活用し、資格疑義者への届出勧奨を実施するほか、職権による資格の喪失処理を実施します。

●未納者に対するきめ細やかな対応

滞納状況を早期に把握し、電話や文書による催告を実施するほか、夜間納付相談窓口の開設と併せて夜間電話催告を実施し、収納率の向上に取り組みます。

●口座振替の促進

収納率向上に効果的な口座振替を促進するため、国保加入者にペイジーを含めた口座振替の御案内を実施します。

●クレジット決済の普及促進

令和3年4月から導入したクレジット決済の利用促進を図り、納付方法の利便性拡大に努めます。

●納付困難者への減免制度の活用

新型コロナウイルス感染症の影響を含め、収入が減少して納付が困難となった方に対する減免制度を活用します。

●所得未申告者への申告勧奨及び臨戸訪問

●不現住加入者(住民登録地の居住が疑わしい加入者)・居所不明者の実態調査による資格の適正化

●財産調査と滞納処分の徹底

●誓約書等提出の徹底

●新規資格書対象者への臨戸訪問